

株主各位

東京都中央区日本橋小伝馬町10番1号



株式会社CSSホールディングス

代表取締役社長 林田 喜一郎

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府や都道府県知事から感染予防対策の継続が要請されておりますなかで、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施したうえで開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、できる限り事前のご郵送による議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。

郵送による議決権行使にあたっては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年12月17日(木曜日)午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年12月18日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都文京区関口二丁目10番8号
ホテル椿山荘東京 ホテル棟1階「ボールルーム」
(開催場所が昨年と異なりますので、ご来場の際は末尾の「株主総会会場案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第36期(2019年10月1日から2020年9月30日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第36期(2019年10月1日から2020年9月30日まで) 計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
 - 第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
 - 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第4号議案 退任取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対し退職慰労金贈呈の件
4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<https://www.css-holdings.jp/>)に掲載させていただきます。

第36期定時株主総会における 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルスによる感染拡大防止のため、下記の対応を実施させていただきます。
株主の皆さまにおかれましては、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

【当社の対応について】

- * 本年は、感染拡大防止の観点から、お席の間隔を広く開けてご用意いたします。そのため、例年より座席が大幅に減少する可能性がございます。ご用意を超える方がお見えの場合、悪しからずご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- * 株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行うことで、所要時間の短縮化に取り組みます。株主さまにおかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- * 当社役員ならびに運営スタッフは、検温を含め、あらかじめ体調を十分確認したうえで、マスクを着用して対応させていただきます。何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

【株主の皆さまへのお願い】

- * ご出席を検討されている株主さまにおかれましては、感染防止および株主さまの安全を確保するため、本年はご来場をお控えいただき、事前に「議決権行使書」をご郵送いただく方法をご検討くださいますようお願いいたします。特に感染によるリスクが大きいとされるご高齢や基礎疾患のある方、妊娠中の株主さまにおかれましては、慎重なご判断をお願いいたします。
- * ご来場される株主さまには、マスクの着用と受付にて手指の消毒にご協力をお願いいたします。
- * 受付において体温チェックをさせていただきます。また、体調不良とお見受けする場合は、ご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- * 混雑緩和および接触感染リスクを減らすため、ご来場の際のお土産の配布は取り止めとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況変化に応じて、上記対応について変更が生じた場合には、当社ウェブサイト (<https://www.css-holdings.jp>) にてお知らせいたします。

以 上

株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、日頃より当社グループへのひとかならぬご理解とご支援を賜り、心より御礼申しあげます。第36期定時株主総会の開催にあたり、招集ご通知をお届けいたします。

当連結会計年度の事業の状況、業績の詳細につきましては、事業報告に記載のとおりとなりますが、今期においては新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上は大きく減少し、営業損失の計上となりました。経常利益並びに親会社株主に帰属する当期純利益については雇用調整助成金の特例措置により黒字を確保できたものの、今後の事業運営についてはウィズコロナ、アフターコロナへの対応が必要です。

当社グループの3つのセグメントのうち、スチュワード事業及びフードサービス事業については、特に新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、これまでの主要顧客であるホテルの依存度を下げるなど、事業構造の変革も視野に入れてまいります。また、空間プロデュース事業についても黒字は確保したものの、景気後退の影響を受けており、新たな顧客、新たな商材の開発をする必要があります。

新型コロナウイルス感染症は、世界規模で拡大が続いており、その収束はまだまだ不透明です。このような環境下にあって当社グループは、新たな経営体制のもと、グループ全社でコロナ禍を乗り越え、堅実な事業運営に努めてまいります。

引続き株主の皆さまにおかれましては、倍旧のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

株式会社C S S ホールディングス

代表取締役社長 林田喜一郎

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）5名全員が任期満了となります。つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定を行えるよう2名減員し、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏名		現在の当社における地位、担当	取締役会出席状況
1	野口 緑	再任	代表取締役会長	16／17回 (94%)
2	田口 泰一	新任	代表取締役社長	17／17回 (100%)
3	渡邊 和男	新任	取締役	16／17回 (94%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	再任 野口 緑^{のぐちみどり} (1957年3月8日生)	1984年12月 当社取締役 1998年10月 当社取締役副社長 2003年11月 当社代表取締役会長 2008年4月 当社取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) (株)セントラルサービスシステム 取締役会長 【取締役候補者とした理由】 野口緑氏は、長年にわたり当社及びグループ会社の取締役として経営に関与しており、当社グループの事業に関する幅広い知見を有しております。当社グループ経営における大所高所からの指導・助言、ダイバーシティの推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	1,288,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	新任 田口泰一 (1947年9月22日生)	1970年4月 藤田観光入社 2001年3月 同社 取締役 2004年3月 同社 常務取締役 2009年8月 同社 取締役副社長 2012年3月 同社 代表取締役副社長 2015年3月 同社 退社 2016年8月 (株)T.K Sailing Corporation 代表取締役 (現任) 2017年12月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) (株)T.K Sailing Corporation 代表取締役 【取締役候補者とした理由】 田口泰一氏は、藤田観光株式会社において、長きにわたり観光事業に従事し、ホテル事業、リゾート事業などの幅広い分野の業務経験を積み、2001年3月に同社取締役に就任後、藤田観光グループのトップマネジメント役員を務めるなど、企業経営に関する幅広い活動経験と豊富な専門知識を有しております。また、2017年より当社社外取締役 (監査等委員) として当社グループの経営の監視、業務執行に対する監督および有効な助言をいただいております。これらの実績に基づき、今後の当社及び当社グループの企業経営、企業価値向上の推進に適任であると判断し、新たに取締役候補者といたしました。	1,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
3	新任 渡 邊 和 男 (1952年4月12日生)	2008年10月 当社代表取締役専務 2009年12月 当社取締役 2011年12月 当社取締役辞任 当社顧問 2014年12月 当社常勤監査役 2015年12月 当社取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） (株)セントラルサービスシステム 監査役 (株)センダン 監査役 東洋メディアリンクス(株) 監査役 音響特機(株) 監査役 Mood Media Japan(株) 監査役 (株)CSSビジネスサポート 監査役	9,000株
		【取締役候補者とした理由】 渡邊和男氏は長年の銀行勤務経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。当社では取締役、監査役を歴任し、2015年より監査等委員である取締役を務めております。これらの実績に基づいた財務及び会計に関する知見を、今後の当社及び当社グループの経営に活かすべく、新任取締役候補者といたしました。	

- (注) 1. 各候補者の所有する当社の株式数は2020年9月30日現在のものです。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 田口泰一氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。本株主総会終結の時をもって監査等委員である社外取締役を辞任により退任する予定です。
4. 渡邊和男氏は、現在当社の監査等委員である取締役であります。本株主総会の終結の時をもって監査等委員である取締役を辞任により退任する予定です。

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役田口泰一氏、渡邊和男氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	新任 社外 独立 ふ せ あ ま 布 施 明 正 (1963年6月3日生)	1993年4月 最高裁判所司法研修所入所 1995年4月 東京地方検察庁検事 1995年7月 広島地方検察庁検事 1996年4月 福岡地方検察庁検事 1998年4月 東京地方検察庁検事 1999年11月 浦和地方検察庁検事 2000年4月 名古屋地方検察庁検事 2001年3月 退官 2001年4月 弁護士登録 土屋東一法律事務所入所 2002年12月 山下・渡辺法律事務所入所 パートナー弁護士 2008年6月 頸城自動車株式会社社外取締役（現任） 2012年4月 布施明正法律事務所開設 2015年6月 株式会社ハリマビシステム 社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 頸城自動車株式会社 社外取締役 株式会社ハリマビシステム 社外取締役 【社外取締役候補者とした理由】 布施明正氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年検事、弁護士として培われた企業法務等に関する見識や、様々な企業での社外取締役としての経験を有しております。これらの経験および見識等を生かし、当社の経営の健全性・透明性・効率性を高めるため、客観的かつ公正な立場で提言をいただけるものと判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	新任 社外 独立 なが つじ こう 永 辻 航 (1977年11月4日生)	2004年11月 司法試験合格 2006年10月 弁護士登録 木島・手島法律事務所入所 (現 木島綜合法律事務所) 2010年10月 一般社団法人再開発コーディネーター協会 再開発プランナー登録 2011年 9 月 一般社団法人再開発コーディネーター協会 URCAマンション建替えアドバイザー登録 (重要な兼職の状況) なし	0株
		【取締役候補者とした理由】 永辻航氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた専門知識、主に企業法務分野に関する高い見識を有しております。これらの経験を生かし当社の社外取締役として職務を適切に遂行し、当社のコーポレート・ガバナンスの向上、体制強化に貢献していただけるものと判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。	

- (注) 1. 各候補者の所有する当社の株式数は2020年9月30日現在のものです。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 布施明正氏及び永辻航氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は、原案どおり布施明正氏及び永辻航氏の選任をご承認いただいた場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として、同取引所に届け出る予定です。
5. 当社は、布施明正氏及び永辻航氏の選任をご承認いただいた場合は、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本総会開始の時をもって、2019年12月20日開催の第35期定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役篠連氏の選任の効力が失効しますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
しの 篠 連 (1957年2月26日生)	1986年10月 司法試験合格 1989年4月 弁護士登録 1990年1月 光和総合法律事務所設立参加 パートナー弁護士(現任) 2016年6月 シナネンホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2018年6月 高島株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2019年6月 前田建設工業株式会社 監査役(現任) (重要な兼職の状況) シナネンホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員) 高島株式会社 社外取締役(監査等委員) 前田建設工業株式会社 監査役 【補欠の社外取締役候補者とした理由】 篠連氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年弁護士として培われた高い専門知識や企業法務等に関する見識と、様々な企業での社外役員等の経験を有しております。これらの豊富な経験と幅広い見識を、当社の経営全般の監視に生かし、客観的かつ公正な立場で提言をいただけるものと判断し、補欠の社外取締役候補者といいたしました。	0株

- (注) 1. 候補者の所有する当社の株式数は2020年9月30日現在にて表示しております。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 篠連氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
4. 当社は、篠連氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。

第4号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任されます林田喜一郎氏、及び川勝雄介氏、ならびに三瓶秀男氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、総額2億1,559万円の退職慰労金を贈呈することといたしたいと存じます。なお、その配分、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

また、本議案に関し、監査等委員会から、在任中の業務執行状況並びに業績等を踏まえ、妥当であるとの意見表明を受けております。

退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の略歴は次のとおりです。

氏 名	略 歴
林 田 喜 一 郎	2003年12月 当社取締役 2008年 3 月 当社取締役辞任 2008年 4 月 株式会社セントラルサービスシステム 常務取締役（現任） 2008年12月 当社取締役 2009年12月 当社専務取締役 2010年12月 当社代表取締役（現任）
川 勝 雄 介	2008年10月 株式会社セントラルサービスシステム 取締役（現任） 2009年12月 株式会社CSSビジネスサポート 代表取締役社長（現任） 2010年12月 当社取締役 2013年12月 当社専務取締役（現任）
三 瓶 秀 男	2003年12月 当社取締役 2008年 3 月 当社取締役辞任 2008年 4 月 株式会社セントラルサービスシステム 代表取締役社長（現任） 2008年12月 当社取締役（現任）

以 上

事業報告

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により3月以降急速に景気は後退しました。政府の施策により、7月以降持ち直しの動きはあるものの、企業収益は大幅に減少しています。

当社グループの主要顧客であるホテルにおいては、インバウンド需要の蒸発、「3密」の回避、外出自粛等の影響により売上は大きく減少しており、特に宴会需要の回復にはまだまだ時間がかかると考えられます。商業施設においても、個人消費の落ち込み、インバウンド需要の減少により厳しい状況となっています。金融機関、特に銀行においては、新型コロナウイルス感染症の影響による引当金の増額や、新しい生活様式の中での店頭業務あり方の検討等、むずかしい経営環境に置かれています。

このような環境下において当社グループは、全てのセグメントで売上高の減少という大きな影響を受け、営業利益はマイナスに転じ、大きな損失計上となりました。一方、経常利益については、雇用調整助成金を営業外収益に計上し、プラスで終わることになりました。

この結果、当連結会計年度の連結売上高は11,962百万円(前連結会計年度比35.1%減)、連結営業損失は1,072百万円(前連結会計年度は営業利益455百万円)、連結経常利益は258百万円(同41.8%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は23百万円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失110百万円)となりました。

続きまして、当連結会計年度における事業別の状況は次のとおりです。

<スチュワード事業>

当事業は、ホテル・レストランを中心として食器洗浄及び管理業務を全国展開する当社グループの中核事業となるセグメントです。

当連結会計年度の状況は、上半期は好調に推移し、154百万円の営業利益を計上しました。しかしながら下半期については、新型コロナウイルス感染症の影響で主要顧客となるホテルにおいてレストラン・バーの休業や宴会場の閉鎖が相次ぎ、売上高は大きく落ち込みました。緊急事態宣言解除後は徐々に売上高は回復基調にあるものの、年度を通じては、前年比31.0%のマイナスとなりました。

現場を支える多くのパート・アルバイトについては、雇用維持の観点から、賃金補償をした上で休業を指示しました。したがって、下半期の人件費負担により大きな営業損失の計上となりました。休業にあたっては、雇用調整助成金の特例措置を活用したことで、営業外収益が増加、経常利益についてはプラスとなりました。

この結果、売上高は4,964百万円(前連結会計年度比31.0%減)、営業損失は1,001百万円(前連結会計年度は営業利益284百万円)となりました。

<フードサービス事業>

当事業は、従業員食堂・レストラン運営の受託を展開し、フードサービス事業としてセグメントを構成します。

当連結会計年度の状況は、上半期に新たな給食事業、ホテルの朝食レストランの受託が3件となり概ね好調にスタートしました。しかしながら、当該セグメントについては売上高の約80%がホテルに関連していることから新型コロナウイルス感染症の影響により、ホテル従業員食堂の委託の見直しや、朝食レストランの利用客の激変などにより売上高は減少しました。

費用面については、売上高の減少に合わせた原価コントロール、賃金補償をしたうえでパート・アルバイトへは休業を指示し、人員配置の見直し等を行いました。しかしながら、人件費の負担は重く、営業損失の計上となりました。休業にあたっては、雇用調整助成金の特例措置を活用したことで営業外収益が増加し、経常利益についてはプラスとなりました。

この結果、売上高は2,184百万円(前連結会計年度比57.0%減)、営業損失は130百万円(前連結会計年度は営業損失24百万円)となりました。

なお、2019年9月30日付で「フードサービス事業」を営むヤマト食品株式会社の全株式を譲渡しておりますが、前連結会計年度実績にはヤマト食品株式会社が含まれております。

<空間プロデュース事業>

当事業は、映像・音響・放送・セキュリティに関する設計・施工・販売・管理・メンテナンスに加え、BGM及び香りまで提供する空間プロデュース事業としてセグメントを構成いたします。

金融営業部門については、新型コロナウイルス感染症の影響によるメガバンクの投資の先送り、大型投資の見合わせ等により売上高は伸び悩みました。法人営業部門においてもコロナ禍での景気後退により、大型件名が減少、前年実績を割り込むこととなりました。一方、顧客サービス部門についてはきめ細かな対応により売上を伸ばすことができました。

音響機器販売については、上半期は好調に売上を積み上げたものの、4月以降は、新型コロナウイルス感染症の影響による展示会の中止、商品セミナーや対面でのセールスが制限されたことで徐々に売上高は減少傾向となりました。海外製品についても影響を受け、納品の遅れ等でセールス機会の損失が発生しました。

費用面においては、売上高の減少に合わせた、人件費の削減、固定費の圧縮等を行い利益の確保に注力をいたしました。

この結果、売上高は4,778百万円(前連結会計年度比22.2%減)、営業利益は50百万円(同80.5%減)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、43百万円であります。

その主なものは、空間プロデュース事業におけるPCリプレイスによる有形リース資産等の取得(20百万円)であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中にスチュワード事業及びフードサービス事業において新型コロナウイルス感染症の影響を受け、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫より総額600百万円の長期借入を行っております。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第 33 期 (2017年9月期)	第 34 期 (2018年9月期)	第 35 期 (2019年9月期)	第 36 期 (当連結会計年度) (2020年9月期)
売 上 高 (千円)	16,895,600	17,326,144	18,445,751	11,962,668
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	152,432	158,405	△110,022	23,489
1株当たり当期純利益又は は当期純損失(△) (円)	30.22	31.40	△21.81	4.65
総 資 産 (千円)	6,675,107	7,031,360	5,855,030	5,604,984
純 資 産 (千円)	2,715,192	2,829,036	2,639,212	2,573,252
1株当たり純資産額 (円)	538.22	560.71	523.09	509.20

(注) 純資産に、役員向け株式給付信託が保有する当社株式を自己株式として計上しております。また、当期の1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数は、当該株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

(3) 重要な子会社の状況 (2020年9月30日現在)

事 業 区 分	会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
スチュワード事業	(株)セントラルサービス シ ス テ ム	50,000千円	100%	スチュワード管理事業
フードサービス事業	(株) セ ン ダ ン	50,000	100	総合給食事業
空間プロデュース事業	東洋メディアリンクス(株)	50,000	100	映像・音響機器等販売施工事業
	音 響 特 機 (株)	100,000	100	音響・放送機器等販売事業
	Mood Media Japan(株)	10,000	100	音楽・映像ソフト制作事業
そ の 他	(株) C S S ビ ジ ネ ス サ ポ ー ト	10,000	100	総務・人事・経理管理事業

(4) 対処すべき課題

当社グループは、現在2018年9月期を始期とする3か年の中期経営計画を、これまで推進してまいりました。当該経営計画については、1年目、2年目と計画値を達成してまいりましたが、最終年度となる当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、グループ全体として大きく売上高を落とすこととなりました。本業の実力を示す営業利益についても損失計上という結果となりました。一方、経常利益については雇用調整助成金が給付され、黒字となりましたが、今後の事業運営にあたっては、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた取組みが必要です。

このような環境下にあって当社グループは、新しい顧客の開拓、新しい商材の拡大、ウィズコロナの中での新しい営業スタイル、アフターコロナに備えた準備等にしっかりと取組み、まずもって利益を確保し、グループ価値の維持・向上に努めてまいります。

各事業における重点施策は以下のとおりです。

<スチュワード事業>

当事業は、ホテル・レストランを中心として食器洗浄及び管理業務を全国展開する当社グループの中核となるセグメントです。

当事業の主要顧客であるホテル業界は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けており、特に宴会需要の回復にはかなりの時間を要すると思われます。

このような状況下にあっては、今後の稼働状況に合わせた人件費のコントロール、固定費の削減等を重要課題として取り組んでまいります。また、ホテルへの依存度を下げるべく、新しい顧客の開拓、新たな事業の検討を進めてまいります。

<フードサービス事業>

当事業は、従業員食堂・レストラン運営の受託事業を展開し、フードサービス事業としてセグメントを構成します。

当事業は、その売上高の約80%がホテルに関連しており、スチュワード事業同様に新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けております。

従業員食堂については、徐々に回復基調にあるものの、インバウンド需要の蒸発によりホテルの朝食レストランの受託収入の減少は当面継続するものと考えます。

このような状況下にあっては、原価の適正なコントロールはもちろんのこと、売上減に対応した人員配置の見直し、オペレーションの見直しにより人件費を抑えることで利益を確保してまいります。また、新たな取組みとしては、高齢者福祉施設の受託給食の拡大、衛生管理のノウハウに基づく、衛生用品の販売などに取り組んでまいります。

<空間プロデュース事業>

当事業は、映像・音響・放送・セキュリティーに関する設計・施工・管理・メンテナンスに加え、BGM及び香りまでを提供する空間プロデュース事業としてセグメントを構成します。

当事業においても、新型コロナウイルス感染症の影響による景気後退の影響を受け、顧客の設備投資の延期や縮小により売上高、利益共に前年実績を割り込むこととなりました。

このような状況を踏まえれば、売上に占める割合の高い防犯カメラを中心とする商材からの脱却を目指し、既存顧客への新商材による深堀や、IoTや医療分野などの新しい市場の開拓をしております。

また、サブスクリプションビジネスの拡大やコロナ禍での新しい営業スタイルへの取組みを強化してまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年9月30日現在）

事業区分	主事製品・事業内容
スチュワード事業	ホテル・レストランにおけるスチュワード管理
フードサービス事業	従業員食堂及びレストラン運営
空間プロデュース事業	セキュリティ・システム、音響映像システム等の販売・施工 業務用音響機器の輸入・販売

(6) 主要な営業所（2020年9月30日現在）

当 社		本社：東京都中央区
スチュワード事業	(株)セントラルサービスシステム	本社：東京都中央区 東海営業所：愛知県名古屋市 大阪営業所：大阪府大阪市 福岡営業所：福岡県福岡市
フードサービス事業	(株)センダン	本社：東京都中央区 大阪営業所：大阪府大阪市
空間プロデュース事業	東洋メディアリンクス(株)	本社：東京都中央区 商品センター：神奈川県川崎市 関西営業所：大阪府大阪市
	音響特機(株)	本社：東京都中央区 仙台営業所：宮城県名取市 名古屋営業所：愛知県名古屋市 大阪営業所：大阪府大阪市 広島営業所：広島県広島市 福岡営業所：福岡県福岡市 商品センター：東京都江東区
	Mood Media Japan(株)	本社：東京都中央区
その他	(株)C S S ビジネスサポート	本社：東京都中央区

(7) 使用人の状況（2020年9月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
グループ全体の経営・管理	5名 (0名)	0名 (0名)
スチュワード事業	212名 (4,371名)	0名 (86名減)
フードサービス事業	162名 (703名)	8名増 (47名減)
空間プロデュース事業	122名 (0名)	2名減 (0名)
その他	28名 (9名)	2名増 (1名減)
合計	529名 (5,083名)	8名増 (134名減)

(注) 1. 使用人数は従業員数であり、パート及びアルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
5名	0名	52.6歳	7年3ヵ月

(8) 主要な借入先の状況（2020年9月30日現在）

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	400,000千円
株式会社みずほ銀行	270,000
株式会社商工組合中央金庫	230,000
株式会社三菱UFJ銀行	105,000
株式会社三井住友銀行	100,000
株式会社鹿児島銀行	50,000
株式会社りそな銀行	30,000
三井住友信託銀行株式会社	30,000
合計	1,215,000千円

2. 会社の状況

(1) 株式の状況（2020年9月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 20,776,000株
- ② 発行済株式の総数 5,285,600株（自己株式85,370株を含む。）
- ③ 株主数 1,875名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
野口 緑	1,288,400株	24.78%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (リテール信託口620090802)	654,000株	12.58%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (リテール信託口620090803)	606,000株	11.66%
S・T・E・C株式会社	425,000株	8.17%
原田 千壽	190,100株	3.66%
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	146,700株	2.82%
三瓶 秀男	130,900株	2.52%
秋元 之浩	96,300株	1.85%
C S S グループ従業員持株会	80,600株	1.55%
株式会社広美	80,000株	1.54%

- (注) 1. 当社は、自己株式を85,370株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式（85,370株）を控除して計算しております。
3. 役員向け株式給付信託の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が146,700株保有しております。なお、当該株式は自己株式に含めておりません。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2020年9月30日現在）

発行決議日		2004年12月19日	2005年12月18日
新株予約権の数		210個	253個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 21,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 25,300株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり1円 (100株当たり1円)	新株予約権1個当たり1円 (100株当たり1円)
権利行使期間		2005年2月1日から 2024年12月19日まで	2006年2月1日から 2025年12月18日まで
行使の条件		注1	注2
役員の保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	・新株予約権の数：205個 ・目的となる株式数：20,500株 ・保有者数：1人	・新株予約権の数：252個 ・目的となる株式数：25,200株 ・保有者数：1人
	取締役 (監査等委員)	・新株予約権の数：5個 ・目的となる株式数：500株 ・保有者数：1人	・新株予約権の数：1個 ・目的となる株式数：100株 ・保有者数：1人

- (注) 1. ① 新株予約権は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という）から行使できるものとする。
- なお、2023年12月31日に至るまでに新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2024年1月1日より新株予約権を行使できるものとする。
- ② 新株予約権の譲渡に際しては、当社取締役会の承認を要するものとする。
- ③ その他の条件は当社と被付与者との間で締結した契約に定める。
2. ① 新株予約権は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から行使できるものとする。
- ② 前記①にかかわらず、2024年12月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2025年1月1日より新株予約権を行使できるものとする。
- ③ 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2020年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	野 口 緑	(株)セントラルサービスシステム 取締役会長
代 表 取 締 役 社 長	林 田 喜 一 郎	(株)セントラルサービスシステム 常務取締役
専 務 取 締 役	川 勝 雄 介	(株)C S S ビジネスサポート 代表取締役社長 (株)セントラルサービスシステム 取締役
取 締 役	三 瓶 秀 男	(株)セントラルサービスシステム 代表取締役社長
取 締 役	辻 勝 太 郎	音響特機(株) 取締役会長 東洋メディアリンクス(株) 取締役会長
取 締 役 (常勤監査等委員)	渡 邊 和 男	(株)セントラルサービスシステム 監査役 (株)センダン 監査役 東洋メディアリンクス(株) 監査役 音響特機(株) 監査役 Mood Media Japan(株) 監査役 (株)C S S ビジネスサポート 監査役
取 締 役 (監査等委員)	越 智 敦 生	越智会計事務所 代表
取 締 役 (監査等委員)	田 口 泰 一	(株)T.K Sailing Corporation 代表取締役

(注) 1. 当社は、越智敦生氏及び田口泰一氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

2. 越智敦生氏及び田口泰一氏は、社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）渡邊和男氏は、長年の銀行勤務経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）越智敦生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員）田口泰一氏は、藤田観光グループのトップマネジメント役員を歴任し、企業経営に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、社外取締役である越智敦生氏及び田口泰一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、渡邊和男氏を常勤監査等委員として選定しております。

② 事業年度中に退任した取締役
該当事項はありません。

③ 取締役の報酬等の総額
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役（監査等委員を除く）	5 名	124,604千円
取 締 役（ 監 査 等 委 員 ） （ う ち 社 外 取 締 役 ）	3 名 (2 名)	14,040千円 (6,480千円)
合 計 （ う ち 社 外 役 員 ）	8 名 (2 名)	138,644千円 (6,480千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年12月18日開催の第31期定時株主総会において年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。）と決議いただいております。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年12月18日開催の第31期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

- ・取締役（監査等委員）越智敦生氏は、越智会計事務所の代表を兼務しております。
なお、当社は、越智会計事務所との間には特別の利害関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）田口泰一氏は、(株)T.K Sailing Corporationの代表取締役を兼務しております。
なお、当社は、(株)T.K Sailing Corporationとの間には特別の利害関係はありません。
- ・当事業年度における主な活動状況
取締役会及び監査等委員会への出席状況

		取締役会（17回開催）		監査等委員会（12回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役 （監査等委員）	越智 敦生	17回	100%	12回	100%
	田口 泰一	17回	100%	12回	100%

- ・取締役会及び監査等委員会における発言状況
取締役（監査等委員）越智敦生氏は、公認会計士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会においても、適宜必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員）田口泰一氏は、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うと共に、監査等委員会においても、適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,700千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,700千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けただうえで、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、職務を遂行できるように、当社及び当社子会社においては、会社法等法令に準拠する諸機関設置に加え、代表取締役社長指導の下、グループ各社に各社社長を委員長とするコンプライアンス委員会を組織し、定例的に招集する。同委員会は、経営の根幹を形成するコンプライアンス、リスク管理、C S R等コーポレート・ガバナンス上の重要事項を審議する。

また、企業経営の基本方針となるC S Sグループ倫理規程及びコンプライアンス規程を制定の上、代表取締役がその精神をグループ全社の取締役及び使用人に継続的に伝達し、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

さらに、グループ内に内部通報制度を継続的に機能せしめ、弁護士事務所及び税理士事務所とも顧問契約を結び、コンプライアンス体制の強化・補完を図ることとする。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会及びその他の重要な会議の議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、法令、定款及び社内規程に基づき、適切に保存・管理する。

また、情報管理及び個人情報保護については、各々の管理規程に定める。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社では、取締役会が経営に関わる全般的リスク管理を所管し、取締役会での協議を経て、管理部門担当役員が統括責任者となり、具体的リスク管理の徹底を図る。

様々なリスクを体系的・効率的に管理するべく、既存の「安全衛生管理規程」、「債権管理規程」、「インサイダー取引防止に関する規程」等に加え、新たなリスク発生に際しては、適宜必要なリスク管理規程を制定するとともに、グループ各社は当社制定「リスク管理の指針」に基づき要領・手続を制定し、リスク管理に万全を期すこととする。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社及び当社子会社は、定期的に開催する定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定、経営戦略、事業計画の執行及び監視に関する意思決定を行う。
当社の取締役会では、C S S グループ各社の経営、運営に係る重要事項の報告を受け、業務の執行状況の監査、予算実績管理等を行い、経営及び業務の執行の効率と効果を確保することとする。
- ⑤ 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
関係会社の管理は、「関係会社管理規程」に基づき管理部門担当役員が統括する。
取締役会は、関係会社の自主性を尊重し、その経営について経営計画に基づいた適切な施策の実行、効率的な業務の遂行、コンプライアンス体制の運営、リスク管理への対応がなされているかを確認し、業務の適正を確保する。
取締役会は、グループ管理体制の課題や問題を的確に把握し、その改善を実行する。
監査等委員会は、定期又は適宜にグループ管理体制を監査し、必要に応じて、取締役会にて報告することとする。
- ⑥ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社グループの取締役及び使用人は、その他の取締役及び使用人の職務の執行に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する事実があることを発見もしくは認知した場合、その事実を法令並びに社内規程に基づき監査等委員会に報告することとする。
また、その他の取締役及び使用人が会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見もしくは認知した場合、その事実を法令並びに社内規程に基づき監査等委員会に報告することとする。
常勤監査等委員は取締役会及び重要な会議に出席するとともに、取締役会の付議事項、決定事項、重要な会計方針や会計基準、内部監査の実施状況、その他会社の重要事項等会社の業務執行に関わる文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。監査等委員会に報告をした者は、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないものとする。
監査等委員会は、代表取締役及び会計監査人と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要事項について意見交換をする。また、会計監査人、グループ各社の監査役と情報交換に努め、連携してグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会はコンプライアンス、C S R等内部統制の確保について、監査等委員会と協議の上、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことができる。

使用人が監査等委員会の補助を行う場合、その職務に関する指揮命令権は、監査等委員会に委譲されるものとし、監査等委員である取締役以外の取締役からの独立性を確保する。

- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、全ての取締役及び従業員に対して反社会的勢力及びその関係者や団体との接触や取引など一切の関わりを禁止することを基本方針とする。

反社会的勢力及びその関係者や団体からの接触があった場合は、直ちに顧問弁護士や所轄警察署と連携し、毅然とした姿勢で組織的かつ法令に則して対処する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

① 法令遵守等

法令及び各種社内規程の違反状況について、各所管部署より担当役員に対し、適切に報告がなされ、適正に対応いたしました。また、取締役及び使用人に対し、改正個人情報保護法に関する勉強会を実施し、個人情報管理の重要性を再確認するとともに、個人情報漏洩の防止に努めました。

② 情報の保存及び管理

取締役会及び重要な会議ごとに事務局を定め、各種議事録の作成を行うとともに、その他情報の保存管理の徹底を図っています。記録文書は、取締役の求めがあれば随時、閲覧提供しています。

③ 損失の危険の管理

毎月1回開催される定時取締役会において、当年度の方向性、現在認識されているリスク及び重大なリスクに発展する可能性がある事象の共有と、未然防止策等の課題を検討しました。

④ 取締役の効率的職務執行

定時取締役会（毎月1回開催）においては、会社の経営に関わる重要事項及び重要規程の改定について付議され、決議しています。

会社の重要事項は「取締役会規程」「稟議規程」に則り決定し、その内容は、翌月の取締役会において、取締役に報告されています。

⑤ グループ全体の業務の適正

子会社の経営上の重要事項の決定は、「関係会社管理規程」に従い、任命された担当取締役を介して取締役会、稟議申請等の手続きを経ることによって、当社が事前承認を行い、子会社の業務の適正を確保しています。

子会社において適法・適正な業務運営が行われていることを確認するために、当社の監査等委員会が定期的に子会社を訪問して監査を実施しています。

⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制

毎月1回開催される定時取締役会には監査等委員全員が、内部統制会議等の重要会議には常勤監査等委員が出席して、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を確認しています。また、取締役、グループ各社の監査役と情報交換を行い、当社及びグループ各社において発生しうるリスク・課題についての認識を共有し、監査等委員会の視点から問題提起を行いました。監査等委員会は、当社監査人である有限責任あずさ監査法人より四半期ごとに、レビュー及び監査の報告を受けております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識し、当期の業績、連結配当性向および当社配当性向と今後の経営における施策等を総合的に勘案し、継続的かつ安定的に利益配分を行っていくことを基本方針としております。

当期（2020年9月期）につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高については対前年約35%の減収となり、本業のもうけを示す営業利益については残念ながら損失計上となりました。しかしながら雇用調整助成金の特例措置により営業外収益がプラスとなったことから、親会社株主に帰属する当期純利益についても、黒字を確保することとなりました。

配当につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、2021年9月期の業績予想も難しい状況ではありますが、「継続的かつ安定的な利益配分」の基本方針に則り、1株あたり5円の期末配当を実施することといたしました。

次期につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、業績を合理的に予想することが困難な状況となっておりますことから、配当につきましても未定とさせていただきます。今後業績予想が可能となった時点で配当についても速やかにお知らせいたします。

連結貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,219,646	流 動 負 債	2,017,051
現 金 及 び 預 金	1,149,207	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	410,810
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	1,192,830	短 期 借 入 金	450,000
有 価 証 券	50,367	一年以内返済予定の長期借入金	110,000
商 品 及 び 製 品	384,697	未 払 金	536,270
仕 掛 品	53,920	未 払 法 人 税 等	64,873
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	10,633	賞 与 引 当 金	141,527
未 収 入 金	204,743	そ の 他	303,570
そ の 他	173,738	固 定 負 債	1,014,679
貸 倒 引 当 金	△492	長 期 借 入 金	655,000
固 定 資 産	2,385,337	リ ー ス 債 務	61,216
有 形 固 定 資 産	1,448,151	退 職 給 付 に 係 る 負 債	261,288
建 物 及 び 構 築 物	447,527	株 式 給 付 引 当 金	12,409
土 地	951,628	長 期 未 払 金	22,544
そ の 他	48,994	資 産 除 去 債 務	721
無 形 固 定 資 産	131,471	そ の 他	1,500
の れ ん	38,869	負 債 合 計	3,031,731
そ の 他	92,602	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	805,714	株 主 資 本	2,510,240
投 資 有 価 証 券	408,954	資 本 金	393,562
繰 延 税 金 資 産	213,169	資 本 剰 余 金	279,306
そ の 他	184,100	利 益 剰 余 金	1,933,494
貸 倒 引 当 金	△509	自 己 株 式	△96,122
資 産 合 計	5,604,984	その他の包括利益累計額	63,012
		その他有価証券評価差額金	63,012
		純 資 産 合 計	2,573,252
		負 債 純 資 産 合 計	5,604,984

連結損益計算書

(2019年10月1日から)
(2020年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目						金 額	
売上 販売 営業 受 受 仕 物 雇 為 そ 営 支 支 そ 経 特 特 固 固 投 税 法 法 当 当	上	原	高	益		11,962,668	
	上	総	価	失		10,887,131	
	費	一	利			1,075,536	
	及	般	損			2,147,781	
	び	管	費			△1,072,244	
	業	理	益				
	外	収	息			1,338	
	取	配	金			13,514	
	取	賃	料			9,282	
	入	割	引			6,638	
品	売	却			11,862		
用	整	助	成		1,281,748		
調	の	差			214		
替	費	用			22,885		
外					1,347,484		
払							
手					12,160		
の					2,263		
利					1,885		
益					16,309		
					258,929		
					34		
					34		
					16		
					119,723		
					119,740		
					139,223		
					163,199		
					△47,465		
					115,733		
					23,489		
					23,489		

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(2019年10月1日から)
(2020年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2019年10月1日残高	393,562	279,306	1,962,006	△99,508	2,535,367
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△52,002		△52,002
親会社株主に帰属する当期純利益			23,489		23,489
自己株式の処分				3,385	3,385
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△28,512	3,385	△25,126
2020年9月30日残高	393,562	279,306	1,933,494	△96,122	2,510,240

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
2019年10月1日残高	103,845	103,845	2,639,212
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△52,002
親会社株主に帰属する当期純利益			23,489
自己株式の処分			3,385
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△40,832	△40,832	△40,832
連結会計年度中の変動額合計	△40,832	△40,832	△65,959
2020年9月30日残高	63,012	63,012	2,573,252

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 6社
- ・主要な連結子会社の名称
(株)セントラルサービスシステム
(株)センダン
東洋メディアリンクス(株)
音響特機(株)
(株)C S S ビジネスサポート
Mood Media Japan(株)

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 (株)セントラルホテルサービス、(株)パトリオットバトン
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社又は関連会社の数
0社

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 (株)セントラルホテルサービス、(株)パトリオットバトン
- ・持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、重要性がないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用しております。
- ・その他有価証券
時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの 移動平均法による原価法

- ロ. たな卸資産
- ・ 商品 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ・ 原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法
 - ・ 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産 (リース資産を除く)
- 定率法によっております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- ロ. 無形固定資産 (リース資産を除く)
- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - ・ その他の無形固定資産 定額法によっております。
- ハ. リース資産
- ・ 所有権移転外ファイナンス リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - ・ リース取引に係るリース資産
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 当社及び連結子会社の従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ハ. 株式給付引当金 株式給付規程に基づく当社及び連結子会社の取締役等への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ④ 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法 金利スワップについては特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
- ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金の利息
- ハ. ヘッジ方針 市場変動相場に伴うリスクの軽減を目的として利用する方針であります。
- ニ. ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フローを事前に比較・検討し、有効性を確認しております。
ただし、特例処理によっているスワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- | | |
|-------------------|--|
| イ. 退職給付に係る負債の計上基準 | 当社及び連結子会社の従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定は簡便法を適用しております。 |
| ロ. 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 |
| ハ. のれんの償却方法及び償却期間 | 8年間で均等償却しております。 |
| ニ. 連結納税制度の適用 | 連結納税制度を適用しております。 |

(5) 表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収入金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

(6) 追加情報

(役員向け株式給付信託について)

当社は、当社の監査等委員である取締役以外の取締役、執行役員及び当社グループ会社の取締役、執行役員（以下、あわせて「対象役員」といいます。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が当社の株価に対する意識と感度を高めることで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に資することを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ）」を導入しております。

イ. 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、対象役員に対して、当社及び当社グループ会社が定める役員株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。対象役員が当社株式の給付を受ける時期は、原則として役員の退任時となります。

ロ. 会計処理

株式給付信託（ＢＢＴ）については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

ハ. 信託が保有する自己株式

当連結会計年度末において、株式給付信託が保有する当社株式は、連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しており、帳簿価額61,320千円、株式数は146,700株であります。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の現状を踏まえ、当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の収束時期等を以下の通りセグメントごとに仮定し、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っています。

「スチュワード事業」については、主要顧客であるホテル等からの受託を「宴会」と「宴会以外」とに分けて推測し、「宴会」に係る売上減少は、2021年9月期の一定期間継続し、その後緩やかに回復し、2023年9月期には新型コロナウイルス感染症発症前の2019年9月期の6割程度まで回復していく一方、「宴会以外」に係る売上については、2022年9月期には、2019年9月期の売上まで回復していくと仮定しています。

また、「フードサービス事業」及び「空間プロデュース事業」については、2021年9月期以降緩やかに回復し、2023年9月期までに2019年9月期の売上に対して、8割から9割程度の売上まで回復していくと仮定しています。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱いの適用)

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 共同支配企業への投資額

該当事項はありません。

- (2) 担保に供している資産

建物 356,995千円

土地 618,355千円

計 975,350千円

上記に対する債務

一年以内返済予定の長期借入金 110,000千円

長期借入金 55,000千円

計 165,000千円

- (3) 有形固定資産の減価償却累計額 625,615千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	5,285,600株	一株	一株	5,285,600株

- (2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	240,170株	一株	8,100株	232,070株

(注) 1. 当連結会計年度末の普通株式に、株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する当社株式146,700株が含まれております。

2. 普通株式の自己株式の減少8,100株は、株式給付信託（ＢＢＴ）からの退任役員に対する給付によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年11月12日 取締役会	普通株式	52,002千円	10円	2019年9月30日	2019年12月23日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年11月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	26,001千円	5円	2020年9月30日	2020年12月21日

(注) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるものの、配当金の総額には株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する当社株式に対する配当金733千円が含まれております。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	2004年12月19日取締役会決議分	2005年12月18日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	21,000株	25,300株
新株予約権の残高	210個	253個

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、年間の損益計画に基づき必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

一時的余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関して、当社グループは期日及び残高を管理しており、早期回収を実現する体制をとっております。

有価証券及び投資有価証券は主に株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的な時価の変動を把握しております。

支払手形、買掛金、未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は、運転資金の調達であります。

デリバティブは、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、デリバティブは社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	1,149,207	1,149,207	－
② 受取手形及び売掛金	1,192,830	1,192,830	－
③ 有価証券及び投資有価証券			
イ．満期保有目的の債券	164,635	164,057	△578
ロ．その他有価証券	264,549	264,549	－
資産計	2,771,223	2,770,645	△578
④ 支払手形及び買掛金	410,810	410,810	－
⑤ 未払金	536,270	536,270	－
⑥ 短期借入金	450,000	450,000	－
⑦ 長期借入金	765,000	764,556	△443
負債計	2,162,081	2,161,638	△443
⑧ デリバティブ取引（※）	－	－	－

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

イ. 満期保有目的の債券の連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	50,836	50,911	74
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	113,799	113,146	△653
合 計		164,635	164,057	△578

ロ. その他有価証券の連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	種 類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	151,552	250,745	99,192
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	19,204	13,804	△5,399
合 計		170,756	264,549	93,793

④ 支払手形及び買掛金、⑤ 未払金、⑥ 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑦ 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑧ デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における、契約額又は契約において定められた元本相当額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち 1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	165,000	55,000	(注)
合 計			165,000	55,000	—

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	4,049
関係会社	26,087
合 計	30,137

これらについては、市場性がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「③ 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,149,207	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,192,830	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	50,367	50,836	63,431	—
合計	2,392,406	50,836	63,431	—

(注4) 長期借入金の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
長 期 借 入 金	110,000	138,318	516,682	—	—	—

5. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 509円20銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 4円65銭 |

7. 重要な後発事象に関する注記

雇用調整助成金収入

当社は、新型コロナウイルスの影響により従業員の休業に伴う雇用調整助成金の交付申請をし、見込額は以下のとおりであります。

- | | |
|---------------|--|
| (1) 助成金の入金日 | 未定 |
| (2) 助成金の交付見込額 | 152,696千円 |
| (3) 損益に与える影響 | 2021年9月期第1四半期連結会計期間において、営業外収益で計上いたします。 |

8. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	782,354	流 動 負 債	1,957,954
現金及び預金	666,503	短期借入金	450,000
未収入金	109,925	関係会社短期借入金	1,288,000
前払費用	3,248	リース債務	2,349
貯蔵品	517	一年以内返済予定の長期借入金	110,000
その他	2,159	未払金	42,331
		未払費用	2,882
固 定 資 産	2,767,165	未払法人税等	39,435
有形固定資産	977,100	預り金	3,663
建物	356,995	賞与引当金	3,258
土地	618,355	その他の	16,033
その他	1,750	固 定 負 債	71,237
無形固定資産	8,638	長期借入金	55,000
投資その他の資産	1,781,426	退職給付引当金	3,445
投資有価証券	16,675	リース債務	4,361
関係会社株式	1,744,316	株式給付引当金	8,431
長期前払費用	10,275	負 債 合 計	2,029,192
繰延税金資産	2,843	純 資 産 の 部	
その他	7,315	株 主 資 本	1,516,921
資 産 合 計	3,549,520	資 本 金	393,562
		資 本 剰 余 金	279,306
		資本準備金	117,699
		その他資本剰余金	161,607
		利 益 剰 余 金	940,175
		その他利益剰余金	940,175
		別途積立金	600,000
		繰越利益剰余金	340,175
		自 己 株 式	△96,122
		評価・換算差額等	3,406
		その他有価証券評価差額金	3,406
		純 資 産 合 計	1,520,327
		負 債 純 資 産 合 計	3,549,520

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書

(2019年10月 1 日から
2020年 9 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
関 係 会 社 経 営 管 理 料	270,887	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	299,033	
関 係 会 社 受 取 賃 貸 料	127,165	697,085
営 業 費 用		
一 般 管 理 費	421,715	421,715
営 業 利 益		275,369
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,602	
受 取 配 当 金	497	
還 付 加 算 金	468	
そ の 他	493	3,061
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,721	
支 払 手 数 料	2,263	13,985
経 常 利 益		264,445
税 引 前 当 期 純 利 益		264,445
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,941	
法 人 税 等 調 整 額	1,523	3,464
当 期 純 利 益		260,980

株主資本等変動計算書

(2019年10月 1 日から)
(2020年 9 月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本計 合
		資本 準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	その他利益剰余金		利益剰余金計 合		
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
2019年10月1日残高	393,562	117,699	161,607	279,306	600,000	131,197	731,197	△99,508	1,304,557
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当						△52,002	△52,002		△52,002
当 期 純 利 益						260,980	260,980		260,980
自 己 株 式 の 処 分								3,385	3,385
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	208,977	208,977	3,385	212,363
2020年9月30日残高	393,562	117,699	161,607	279,306	600,000	340,175	940,175	△96,122	1,516,921

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2019年10月1日残高	5,204	5,204	1,309,761
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△52,002
当 期 純 利 益			260,980
自 己 株 式 の 処 分			3,385
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△1,798	△1,798	△1,798
事業年度中の変動額合計	△1,798	△1,798	210,565
2020年9月30日残高	3,406	3,406	1,520,327

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- | | |
|-------------------------------------|--|
| (1) 資産の評価基準及び評価方法 | |
| ① 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| ・時価のあるもの | 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
| (2) 固定資産の減価償却の方法 | |
| イ. 有形固定資産 | 定率法によっております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 |
| ロ. 無形固定資産
（リース資産を除く） | |
| ・自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| ・その他の無形固定資産 | 定額法によっております。 |
| ハ. リース資産 | |
| ・所有権移転外ファイナンス
・リース取引に係るリース
資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |
| (3) 引当金の計上基準 | |
| 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 |
| 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 |
| 株式給付引当金 | 株式給付規程に基づく取締役等への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。 |
| (4) 重要なヘッジ会計の方法 | |
| ① ヘッジ会計の方法 | 金利スワップについては特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。 |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金の利息 |
| ③ ヘッジ方針 | 市場変動相場に伴うリスクの軽減を目的として利用する方針であります。 |
| ④ ヘッジの有効性評価の方法 | ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フローを事前に比較・検討し、有効性を確認しております。
ただし、特例処理によっているスワップについては、有効性の評価を省略しております。 |

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

(6) 追加情報

連結注記表の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」 (5)追加情報に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(7) 表示方法の変更

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「還付加算金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 偶発債務

関係会社の取引先との取引に対し債務保証を行っております。

(株)センダン 46,825千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 112,057千円

② 短期金銭債務 1,302,064千円

(3) 担保に供している資産

建物 618,355千円

土地 356,995千円

計 975,350千円

上記に対する債務

一年以内返済予定の長期借入金 110,000千円

長期借入金 55,000千円

計 165,000千円

(4) 有形固定資産の減価償却累計額 317,627千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引高

営業収益 697,085千円

その他営業取引 50,096千円

(2) 営業取引以外の取引高 2,894千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	240,170株	－株	8,100株	232,070株

(注) 1. 当事業年度末の普通株式に、株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する当社株式146,700株が含まれております。

2. 普通株式の自己株式の減少8,100株は、株式給付信託（ＢＢＴ）からの退任役員に対する給付によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

賞与引当金	1,354千円
投資有価証券評価損	7,035千円
子会社株式	170,081千円
繰越欠損金	87,384千円
その他	18,158千円
繰延税金資産小計	284,014千円
評価性引当額	△281,170千円
繰延税金資産合計	2,843千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の 名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)セントラル サービス システム	所有 直接100.0%	役務の提供 役員の兼任	経営管理料の受入 (注1)	120,839	—	—
				資金の借入(純額) (注2)	78,000	関係会社 短期借入金	828,000
				借入金債務の被保証 (注3)	400,000	—	—
				連結納税に伴う支払 予定額の受入	72,448	未収入金	72,448
子会社	(株)センダン	所有 直接100.0%	役務の提供 役員の兼任	資金の借入(純額) (注2)	250,000	関係会社 短期借入金	250,000
				借入金債務の被保証 (注3)	400,000	—	—
				仕入代金の支払保証 (注4)	46,825	—	—
子会社	東洋メディア リンクス(株)	所有 直接100.0%	役務の提供 役員の兼任	借入金債務の被保証 (注3)	400,000	—	—
子会社	音響特機(株)	所有 直接100.0%	役務の提供 役員の兼任	借入金債務の被保証 (注3)	400,000	—	—
子会社	(株)C S S ビジネス サポート	所有 直接100.0%	役務の提供 役員の兼任	業務委託料の支払 (注1)	46,020	—	—
				資金の借入(純額) (注2)	10,000	関係会社 短期借入金	130,000
子会社	M o o d M e d i a J a p a n (株)	所有 直接100.0%	役務の提供 役員の兼任	資金の借入(純額) (注2)	80,000	関係会社 短期借入金	80,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場条件を勘案した上で一定の計算方式に基づき提示を行い、毎期交渉により決定しております。
- (注2) グループ内の資金を一元管理するグループ会社間におけるグループファイナンスに係るものであり、利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (注3) 当社のシンジケートローンに対し2,000,000千円及び当座貸越に対し500,000千円を上限とする債務保証を受けており、保証料を支払っておりません。
- (注4) (株)センダンの仕入代金に対し、160,000千円を上限とする債務保証を行っており、保証料は受け取っておりません。
- (注5) 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 300円84銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 51円64銭 |

8. 企業結合等関係に関する注記

該当事項はありません。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月17日

株式会社ＣＳＳホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 井 修 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 大 瀧 克 仁 印
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ＣＳＳホールディングスの2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＣＳＳホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年11月17日

株式会社ＣＳＳホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 井 修 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 大 瀧 克 仁 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ＣＳＳホールディングスの2019年10月1日から2020年9月30日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。

当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。

これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。

虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年10月1日から2020年9月30日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）についての取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部統制部門と連携の上、重要な会議等に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、並びに会社の財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月17日

株式会社ＣＳＳホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 渡 邊 和 男 ⑩

監 査 等 委 員 越 智 敦 生 ⑩

監 査 等 委 員 田 口 泰 一 ⑩

(注) 監査等委員越智敦生及び田口泰一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines.





株主総会会場ご案内図

会 場 東京都文京区関口二丁目10番8号
ホテル椿山荘東京 ホテル棟1階
「ボールルーム」
電話 (03) 3943-1111 (代表)



地下鉄 有楽町線「江戸川橋」駅下車 1a出口 徒歩10分

JR・バス JR山手線「目白」駅前の横断歩道を渡り、左手のバス停「目白駅前」より都バス新宿駅西口行き、又は右手の「川村学園前」より椿山荘行き・新宿駅西口行きにて「ホテル椿山荘東京前」下車。
(所要時間10分)

* 正面入口から入り左手ホテル棟玄関へお進みください。